

久喜宮代衛生組合議会
令和4年第1回定例会
議案参考資料
(追加議案分)

【 目 次 】

1 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について	1
---	---

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 主旨

非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和に係る所要の改正を行います。

2 主な内容

- (1) 育児休業及び部分休業の取得要件について、在職期間の定めを削除する。
- (2) 令和4年4月1日から施行すること。

3 関係規則の改廃

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する規則
(別紙案のとおり)

(案)

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する規則（平成20年久喜宮代衛生組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の3（見出しを含む。）中、「第2条第3号ウ」を「第2条第3号イ」に改める。

第14条の見出し中「第19条第2号イ」を「第19条第2号」に改め、同条中「第19条第2号イ」を「第19条第2号」に改め、「非常勤職員は」の次に「、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する規則（平成20年久喜宮代衛生組合規則第2号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（<u>条例第2条第3号イ</u>の衛生組合規則で定める非常勤職員） 第1条の3 条例第2条第3号イの衛生組合規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。	（<u>条例第2条第3号ウ</u>の衛生組合規則で定める非常勤職員） 第1条の3 条例第2条第3号ウの衛生組合規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。
（<u>条例第19条第2号</u>の衛生組合規則で定める非常勤職員） 第14条 条例<u>第19条第2号</u>の衛生組合規則で定める非常勤職員は、<u>1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者とする。</u>	（<u>条例第19条第2号イ</u>の衛生組合規則で定める非常勤職員） 第14条 条例<u>第19条第2号イ</u>の衛生組合規則で定める非常勤職員は、 <u>、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者とする。</u>